

村立東海病院指定管理業務基準書

村立東海病院の指定管理者が行う業務の基準は、次のとおりとする。

1. 基本方針

- (1) 地域住民の健康維持に必要な医療を提供する身近な“かかりつけ医”としての地域医療の機能充実を基本とすること。さらに、入院治療や各種検査体制の充実を図りながら、近隣の医療機関と協力・連携を強化し、住民の疾病予防、健康増進の拠点となること。
- (2) 安心・安全な質の高い医療サービスを安定的かつ継続的に提供するため、効率的な管理運営に努めること。
- (3) 関係法令，条例，規則を遵守すること。

2. 指定管理者が行う業務の内容

- (1) 病院における診療及び検診に関すること
外来診療及び入院診療等，病院が提供する医療及び医療関連行為並びに関係事務（診察，相談，検査，処置，手術，調剤，投薬，看護，診断，給食，霊安，受付会計等すべての業務）を行うこと。
- (2) 病院に係る利用料金及び手数料の徴収に関すること
「東海村病院事業の設置等に関する条例」（平成17年東海村条例第8号）に基づく，診療及び検診に係る費用，室料差額，各種証明書料等の徴収を行うこと。
- (3) 病院の施設及び設備の維持管理に関すること
施設及び設備，医療機器等については，防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制を整備することとし，指定管理者が日常点検を行うとともに各種維持管理業務を行うこと。
なお，改良及び修繕等の維持管理に係る費用や医療機器等の新規購入に係る費用については，村と指定管理者で協議の上，別に定める。
- (4) その他，村長が定めること
地域医療の質の向上や村の施策実現のための取組み等については，必要に応じて村と指定管理者で協議を行い実施すること。

3. 指定管理者が行う医療機能

- (1) 基本的な医療機能
 - ① 入院・外来診療体制及び看護体制を充実させること。

- ② 急性期医療を提供すること。
- ③ 人間ドック・各種検診・予防接種等，住民の健康維持のための保健予防活動を実施すること。
- ④ 住民の医療需要や茨城県及び二次医療圏における果たすべき役割を踏まえ，良質で特色ある医療を実施すること。

(2) 診療科

東海村病院事業の設置等に関する条例（平成17年条例第8号）に基づく標榜診療科を維持するとともに，診療体制の充実を図ること。

(3) 医療スタッフの確保及び育成

- ① 安定的な医療サービスを提供するために必要な常勤医の適正数を示し，その達成に向けた医師確保に努めること。
- ② 診療体制の維持のため，看護師，医療技術職等の医療スタッフの確保に努めること。
- ③ 研修の充実や学生教育等，地域医療に資する人材の育成に取り組むこと。

(4) 救急医療・政策的医療

- ① 救急告示医療機関としての機能を維持し，24時間365日患者受入ができる体制を目指すこと。
- ② 近隣の医療機関と協力しながら，休日・夜間について積極的な患者受入を行うこと。
- ③ 村からの要請があった場合は，政策的な医療に努めること。

(5) 医療の質の向上に向けた取組み

- ① 安全管理に基づく医療を提供すること。
- ② 院内感染対策を実施すること。
- ③ 医療倫理に基づく医療を提供すること。
- ④ 医療データベースの構築と情報提供を行うこと。

(6) 地域医療全体の質の向上に向けた役割

- ① 村の地域医療体制を支える拠点施設としての機能向上を目指すこと。
- ② 地域医療連携室を設置し，地域医療機関及び福祉施設等との連携を図ること。
- ③ 患者の紹介等を推進すること。
- ④ 患者・住民に対する健康増進に向けた啓発活動，地域医療機関への情報提供活動等，地域医療全体の質を向上させる取組みを行うこと。

(7) 患者及び来院者へのサービス向上

- ① 患者中心の医療を提供すること。

- ② カルテ開示，クリニカルパス，セカンドオピニオン等へ取り組むこと。
- ③ 患者及び来院者の利便性や療養環境の向上に資すること。

(8) 病院及びスタッフ（医師，看護師，その他職員）の管理体制

- ① 病院及びスタッフの管理体制は「医療の質の向上」を基本とすること。
- ② 職員の確保については，幅広く優秀な人材を確保すること。
- ③ 意思決定・指示・報告等の責任体制を病棟・外来・各部門ごとに明確にし，整備すること。

4. 事業計画書及び事業報告書

(1) 事業計画書

① 中期事業計画書

協定締結初年度及び5年経過後において，病院の基本方針，規模及び機能，個人情報保護，職員体制，収支計画，外部委託業務の種類の内容等による5年間の事業計画を明らかにした書類を提出すること。

② 年度別事業計画書

事業年度ごとに事業計画書及び収支計画書を当該年度開始前に提出すること。

(2) 事業報告書

① 年度別事業報告書

毎事業年度終了後3ヶ月以内に，当該年度の事業報告書及び病院会計決算書を提出すること。

② 月別報告書

毎月，病院の利用状況，その他業務の経理状況を明らかにするために必要な書類を作成し，翌月末日までに提出すること。